平成２２年（フ）第７９号
岐阜県高山市松之木町3164番地
債務者　小田仏壇こと　小田　茂人
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
岐阜県高山市国府町上広瀬515番地１
債務者　清水　正義
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３５６４号
名古屋市中川区愛知町40番27号　パークサイド錦Ⅲ102号
債務者　住田　宗夫
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６９号
名古屋市中川区山王１丁目２―29　リベール山王1007号、外国人登録原票上の住所愛知県東海市富木島町伏見１丁目14番地の１
債務者　安田幸生こと　安　　幸生
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１９号
名古屋市守山区川西１丁目202番地　小栗荘北棟南号
債務者　屋敷　円博
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６２０号
名古屋市守山区川西１丁目202番地　小栗荘北棟南号
債務者　水野由紀美（旧姓屋敷）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
大津市平津２丁目13番20号
債務者　土森　田鶴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８９号
滋賀県守山市欲賀町892番地　守山Ｎ2002―102号、申立時の住所滋賀県守山市森川原町63番地１
債務者　寺田　正樹
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２９号
滋賀県甲賀市甲南町柑子803番地２
債務者　河井　秀水
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５９号
大津市春日町５番10号　グリーンハイツ205、前住所滋賀県野洲市久野部203番地　グリーンピア野洲203号室
債務者　青　　久司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７９号
滋賀県湖南市三雲733番地１、前住所滋賀県甲賀市水口町山3350番地69
債務者　関口　優太
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１３号
大津市螢谷１番13号　サンライズマンション205号
債務者　原田　智博
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１５号
滋賀県湖南市岩根中央２丁目37番地１、前住所滋賀県甲賀市水口町下山666番地28
債務者　安森　待子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１６号
滋賀県甲賀市水口町下山693番地173
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４号
滋賀県近江八幡市西庄町765番地２
債務者　志村ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９８号
鳥取県米子市西福原６丁目７番25―105号
債務者　富谷　澄子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２１６号
鳥取県米子市皆生５丁目４番50号　市住８Ｒ―１―302号
債務者　権代　満輪
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部